

パブリックコメント（市民意見提出制度）の実施について

1 意見提出期間

令和3年11月25日から令和3年12月27日まで

2 周知方法

広報くき12月号に意見募集の案内を掲載、市ホームページや市SNSで周知

3 意見提出できる方

- ①市内に在住、在勤、在学している方
- ②市内で事業を営みまたは活動する方
- ③市に対して納税義務を有する方
- ④案件に利害関係を有する方

4 計画（案）の閲覧場所

- ・市ホームページまたは市民参加コーナー

※市民参加コーナー・意見箱設置場所

（市役所、総合支所、ふれあいセンター久喜、公民館、図書館等の公共施設）

5 意見提出方法

- ・意見書を意見箱に投書する。
- ・意見書を郵送、Eメール、FAXで都市整備課住宅係へ送付する。

6 検討結果の公表（第4回空家等対策協議会で協議後）

意見の概要・意見に対する市の考え方、計画（案）の修正内容を市民参加コーナー、市ホームページで氏名、住所を除き公開する。

※個別の回答は行わない。

7 久喜市空家等対策計画の策定

パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ計画（案）を修正し、第4回久喜市空家等対策協議会での協議を経て策定とする。